

「情報プラットフォーム」広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人高知県産業振興センター（以下「センター」という。）が発行する広報誌「情報プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）への広告の掲載を行うために必要な事項を定めるものとする。

(広告を掲載する場所及び掲載料等)

第2条 広告を掲載する場所は、目次対向ページ、表3(裏表紙の裏面)、表4(裏表紙)とする。

- (1) 目次対向ページは、A4 全面とし、広告枠の大きさは縦 273mm×横 180mm とする。
なお目次対向ページは通常、表 2 (表紙裏面) に掲載するが、センターの情報掲載の都合により、表 2 以外の目次対向ページとなる場合がある。
 - (2) 表 3(裏表紙の裏面)は、A4 全面とし広告枠の大きさは縦 273mm×横 180mm、または A4 半面とし広告枠の大きさは縦 136mm×横 180mm とする。
 - (3) 裏表紙は、A4 全面とし縦 277mm×横 182mm とする。
- 2 掲載料は、別表のとおりとする。

(広告の範囲)

第3条 掲載する広告は、センターの広報誌という性格上、その公共性及び品位、信頼性を損なうことのないものとし、次の事項に該当するものは掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するおそれのあるもの
- (2) 政治性又は宗教性のあるもの
- (3) 意見、社会問題についての主義・主張
- (4) 個人の氏名広告
- (5) 他社の製品との比較広告
- (6) 誇大又は虚偽の恐れのあるもの
- (7) 公序良俗に反する恐れのあるもの
- (8) 社会的批判を招くおそれのあるもの
- (9) 不当な差別等人権を侵害するおそれのあるもの
- (10) 第三者をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (11) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (12) あたかもセンターが推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (13) 健康的又は教育的な配慮が必要なもの
- (14) 青少年の健全育成という観点から、有害であると判断されるもの
- (15) 県の指名停止措置を受けている業者に係るもの
- (16) 消費者金融・高利貸しに係るもの
- (17) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定された営業に該当するもの
- (18) その他、「プラットフォーム」に掲載する広告として適当でないとセンターが認めるもの

(広告主の募集)

第4条 センターは、企業等広告主の応募機会を確保するとともに、特定の企業等に偏ら

ないようにするため、広告主を公募するものとする。

2 公募にあたっては、センターのホームページ等により告知する。

(広告掲載の申し込み等)

第5条 広告主は、センターに広告掲載の申し込み等を行う場合は、別記様式第1号により、広告掲載月の前月の1日（土曜、日曜、祝日の場合は前の平日）までに、申し込むものとする。

(広告掲載の決定と広告の作成)

第6条 センターは、前条第6条の規定により広告主から広告掲載の申し込みがあった場合は、第3条の規定に基づき審査し、その可否を決定する。

2 センターは、前条項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、別記様式第2号により、広告掲載の申し込みを受けてから2週間以内に、広告主に通知する。

3 広告主は、センターから広告の掲載を認められた場合、広告の原稿案を発行月の前月の14日（土曜、日曜、祝日の場合は前の平日）までにセンターに提出する。

4 同じ広告主からの広告掲載は、年間6回までとする。ただし、広告掲載月の前月の1日（土曜、日曜、祝日の場合は前の平日）までに他に申し込みがない場合は、その限りではない。

(掲載の確認)

第7条 センターは、広告掲載月の15日までに広告を掲載した「プラットフォーム」を広告主に送付するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項で必要なものについては、理事長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成26年2月19日から施行する。

2 この要領は、平成29年1月号から施行する。

3 この要領は、平成29年4月号から施行する。

4 この要領は、平成30年3月29日から施行する。

別表

「情報プラットフォーム」への掲載料

掲載場所	原稿サイズ	原版	賛助会員等	金額 (円/月額)
表 4 (裏表紙)	A 4 全面	あり	賛助会員	20,000
			非会員 (県内)	40,000
			非会員 (県外)	60,000
		なし	賛助会員	30,000
			非会員 (県内)	50,000
			非会員 (県外)	70,000
目次対向ページ	A 4 全面	あり	賛助会員	18,000
			非会員 (県内)	35,000
			非会員 (県外)	55,000
		なし	賛助会員	28,000
			非会員 (県内)	45,000
			非会員 (県外)	65,000
表 3(裏表紙の裏面)	A 4 全面	あり	賛助会員	15,000
			非会員 (県内)	30,000
			非会員 (県外)	45,000
		なし	賛助会員	25,000
			非会員 (県内)	40,000
			非会員 (県外)	55,000
	A 4 半面	あり	賛助会員	10,000
			非会員 (県内)	20,000
			非会員 (県外)	30,000
		なし	賛助会員	20,000
			非会員 (県内)	30,000
			非会員 (県外)	40,000